東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

令和6年度（第2四半期）

実施計画検査報告書

（核物質防護検査に係る基本検査）

令和6年11月

原子力規制委員会

目　次

1．実施概要

（1）事業者名：東京電力ホールディングス株式会社

（2）事業所名：福島第一原子力発電所

（3）物理的防護

検査期間：令和６年７月１日～９月30日

検査実施者：福島第一原子力規制事務所　１名

放射線防護グループ核セキュリティ部門　１名

浜岡原子力規制事務所　１名

検査補助者：福島第一原子力規制事務所　２名

（4）情報システム防護

検査期間：令和6年9月11日～9月13日

検査実施者：放射線防護グループ核セキュリティ部門　３名

福島第一原子力規制事務所　１名

2．運転等の状況

号機	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	廃止中
2号機	廃止中
3号機	廃止中（使用済燃料搬出済み）
4号機	廃止中（使用済燃料搬出済み）
5号機	廃止中
6号機	廃止中

3．検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド（以下単に「ガイド」という。）を準用して実施した。検査対象については、事前に入手した現状の施設の運用や核物質防護に関する事項、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の防護措置、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第2四半期の結果は、以下のとおりである。

3．1　実施計画違反等

今回の検査では、以下に示す件名において違反が確認された。

詳細については、別添1「気付き事項の影響度に係る評価」を参照。

（1）

件名	情報システムセキュリティ計画に定める防護措置の不履行
事象概要	令和6年9月11日～13日に行った実施計画検査（核物質防護検査）において、情報システムへの不正接続等に対する防護措置を定めた情報システムセキュリティ計画[1]に定める防護措置が履行されず、特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、不正接続等に迅速かつ確実に対応できないおそれがある状況を確認した。
実施計画該当条文	実施計画Ⅳ特定核燃料物質の防護
判定区分	軽微な違反（監視）

3．2　検査継続案件

検査継続案件なし

4．検査内容

4．1　日常検査

（1）PP1301　防護区域等への人の立入り（常時立入者への証明書等の発行）

検査対象

1）防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者

（2）PP1302　防護区域等への人の立入り（一時立入者への証明書等の発行）

検査対象

1）防護区域等への一時立入者として証明書等を発行された者

（3）PP1402　防護区域への車両の立入り

検査対象

1）防護区域への入域許可書の発行を受けた車両

（4）PP1403　周辺防護区域及び立入制限区域への車両の立入り

検査対象

1）周辺防護区域及び立入制限区域の車両入口を通過する車両

（5）PP1406　防護区域等の出入口の措置（目視等による点検）

検査対象

[1] 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第2号）第 17 条第2項第 19 号に示す計画を指す

1）防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品

（6）PP1407　防護区域の出入口の措置（金属探知機、核物質検知装置等による点検）

検査対象

1）防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域する人、車両及び持ち出される荷物

（7）PP1408　防護区域等の出入口の措置（出入口の常時監視）

検査対象

1）防護区域等の出入口

（8）PP1514　出入口における鍵の管理

検査対象

1）鍵本体

2）貸出し簿

3）点検簿等

（9）PP1526　防護設備の点検及び保守

検査対象

1）維持管理状況

（10）PP1531　性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

検査対象

1）性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

（11）PP1801　教育及び訓練

検査対象

1）核燃料物質防護に係る全ての業務に関連する従事者に対する教育計画

2）核燃料物質防護に係る全ての業務に関連する従事者に対する教育内容

3）核燃料物質防護に係る全ての業務に関連する従事者に対する教育実績

4）被教育者の理解度

4．2　チーム検査

（1）PP1601 情報システムに対する外部からのアクセス遮断

検査対象

1）特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム

（2）PP1602　情報システムセキュリティ計画の作成

検査対象

1）特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム

別添１　気付き事項の影響度に係る評価

件名	情報システムセキュリティ計画に定める防護措置の不履行
実施計画の該当条項	実施計画Ⅳ特定核燃料物質の防護
事象の詳細	令和６年９月11日～13日に行った実施計画検査（核物質防護検査）において、情報システムへの不正接続等（以下「不正接続等」という。）に対する防護措置を定め情報システムセキュリティ計画（以下「CSP」という。）に定める防護措置が履行されず、特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「PPS」という。）において、不正接続等に迅速かつ確実に対応できないおそれがある状況を確認した。 ○　保守用端末[2]の健全性確認の未実施 東京電力ホールディングス株式会社（以下「事業者」という。）は、CSPにおいて、PPSに係る機器及び保守用端末を管理する者（以下「資産管理者」という。）並びにこれらを運用する者（以下「運用監理員」という。）が、その健全性確認を実施することを定めている。 これに対して資産管理者は、保守用端末を管理する協力企業に対し、同端末の健全性確認を委託契約の中で求めず、かつ、運用監理員も現場で同端末の健全性確認を実施していなかった。 ○　PPSに係る機器及び保守用端末へのアクセス管理の未実施 事業者は、CSPにおいて、資産管理者及び運用監理員が ・　保守作業員の氏名 ・　作業時に使用する機器 ・　作業内容 ・　不正接続等に対する防止措置 等が作業指示書[3]に記載されていることの確認などにより、PPSに係る機器及び保守用端末へのアクセスを明確かつ必要最小限にすることを定めている。 これに対して資産管理者は、実際の作業に際し、作業指示書にこれらの内容が記載されていることを確認せず、かつ、運用監理員も現場で確認するなどの監視をしていなかった。 ○　CSPの履行状況の確認不足 サイバーセキュリティ担当者は、CSPを策定し、必要な防護措置がそのとおり履行されていることを確認する役割を有しているが、その確認が不十分であった。 事業者は、本事案の原因として、 ・　資産管理者及び運用監理員は、PPSに係る機器に接続する保守用端末が協力企業の管理下にあるため、同端末への不正接続等に

[2] PPSの機器に接続し、核物質防護に係るセンサー等の設定変更、プログラム変更等を行う端末
[3] 保守作業員が作成し、資産管理者が承認する

	対する防護措置が必要であるとの認識が不十分であったこと ・ 運用監理員は、PPSに係る機器及び保守用端末へのアクセス管理に係るCSPの規定が保守作業員に適用されるとの認識が不十分であったこと ・ サイバーセキュリティ担当者は、資産管理者及び運用監理員がCSPに基づいて防護措置を講じているかどうかの確認が不十分であったこと が原因と認識し、以下の再発防止策を講じた。 ○ 保守用端末の健全性確認の実施 保守用端末の保管場所を変更した上、協力企業の保守作業員に同端末を引き渡す前に健全性確認を実施し、運用監理員が結果に異常がないことを確認する。 ○ PPSに係る機器及び保守用端末へのアクセス管理 ・ 資産管理者は、作業内容等が作業指示書に記載されていることを確認する。 ・ 警備員が作業指示書を確認した上で、保守用端末を運用監理員に引き渡した後、運用監理員が保守作業員の本人確認を行い、同端末を引き渡す。 ・ 不正接続等に対する具体的な監視態勢を運用監理員が立会いにより確認する。 ・ 日ごとの計画作業終了時に不正接続等が行われていないことを運用監理員が確認及び記録する。 ○ CSPの履行状況の確認 資産管理者及び運用監理員がCSPに基づく防護措置を確実に講じるように、サイバーセキュリティ担当者が資産管理者及び運用監理員を教育する[4]。
総合評価	本事案について、実施要領に基づき、防護措置への影響及び影響度を総合的に評価した結果、PPSへの不正接続等に迅速かつ確実に対応できないおそれがあるなど防護措置への影響はあったが、 ・ 協力企業は、保守用端末を外部接続しないことや同端末に接続する外部記録媒体のウィルスチェックを確実に実施していたこと ・ 事業者は、本事案の原因を究明して速やかに是正処置を講じたこと ・ 事業者管理下の保守用端末について、事業者は、健全性確認及びアクセス管理を実施していたこと から、その影響の程度は限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置により改善が見込める事象であるため、「影響はあるが軽微なもの（軽微）」に該当し、実施計画違反の判定区分は軽微な違反（監視）と判定する。

[4] 資産管理者及び運用監理員が不正接続等に対して必要な防護措置を講じていることを、サイバーセキュリティ担当者が理解度確認等により確認する。

別添２　確認資料

１　日常検査

本件資料等には核物質防護に係る情報が記載されており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条に定める不開示情報に当たることから、公開しないこととします。

２　チーム検査

本件資料等には核物質防護に係る情報が記載されており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条に定める不開示情報に当たることから、公開しないこととします。